

議会運営委員会会議録（要旨）

日 時	令和5年9月21日（木） 午前10時00分～午前11時00分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室
出席委員	委員長 山田けんたろう 副委員長 田崎あきひさ 委員 大島令子 川合ともゆき ささせ順子 富田えいじ 野村ひろし 山田かずひこ
職務のため出席した者の職氏名	市長 佐藤有美 総務部長 加藤英之 総務部次長 福岡隆也 行政課長 若杉雅弥 財政課長 井上隆雄 議長 岡崎つよし 委員外議員 なかじま和代 わたなべさつ子 事務局長 横地賢一 議事課長 福岡弘恵 議事係長 村瀬紗綾香

1 あいさつ
議長
市長

2 議題

(1) 令和5年第3回長久手市議会定例会について

ア 付議予定議案について

<説明：総務部長、総務部次長、行政課長、財政課長>

- ・ 認定第1号～第8号、議案第42号～第50号、諮問第3号
（資料「R4主要事業の成果（6～9ページ）」「議案の概要」のとおり）
- ・ 議案第42号については、早期に議決いただきたい。

（委員長） 説明のとおりの内容でよいか。

<異議なし>

<市長、総務部長、総務部次長、行政課長、財政課長退席>

イ 会期日程について

<説明：事務局>

- ・ 10月10日から11月9日までの31日間
- ・ 総務くらし建設委員会及び予算決算委員会総務くらし建設分科会
：10月16日、17日
- ・ 教育福祉委員会及び予算決算委員会教育福祉分科会

: 10月18日、19日

- ・ 予算決算委員会：10月11日、11月2日

議案第42号の審査のため10月10日も開催

(委員長) 説明のと通りの会期日程でよいか。

<異議なし>

ウ 議事日程について

<説明：事務局> (議事日程第1号～第6号のとおり)

- ・ 第1号 会議録署名議員の指名(水野勝康議員、木村さゆり議員)

会期の決定

諸般の報告

市長の所信表明

認定第1号から認定第8号まで(上程、説明、監査委員の決算審査意見報告)

議案第42号から議案第50号まで(上程、説明)

議案第42号(議案質疑、委員会付託)

諮問第3号(上程、説明、議案質疑、討論採決)

- ・ 第2号 諸般の報告に対する質疑

議案第42号(委員長報告、質疑、討論採決)

認定第1号から認定第8号まで及び議案第43号から議案第50号まで
(議案質疑、委員会付託)

議員派遣の件(10月25日、26日 全国市議会議長会研究フォーラム(議長))

- ・ 第3号～第5号 一般質問(個人質問)

- ・ 第6号 認定第1号から認定第8号まで及び議案第43号から議案第50号まで
(委員長報告、質疑、討論採決)

(委員長) 資料のと通りの議事日程でよいか。

<異議なし>

(山田(か)委員)

市長の所信表明は、事前に文面をもらえるのか。

(事務局) 開会日当日になると聞いている。

(大島委員) それは決定ではなく、議長から市長に依頼すればもっと早くもらうことができるということか。

(議長) 自分が市長と面談したときに、なるべく早くもらいたいと依頼したが、まだ作成中であるとの返答であったため、それ以上のことは言えない。事務局も同じ見解だと思う。

(事務局) そのとおりである。

(大島委員) 事務局の仕事は、言われたことを伝えるだけか。執行部との調整はしないの

か。

(事務局) 執行部に確認した結果が、そのような回答であったということである。御了承いただきたい。

エ その他

<説明：事務局>

・委員会付託議案（付託表のとおり）

総務くらし建設委員会 条例1件

教育福祉委員会 条例4件

予算決算委員会 決算8件、予算4件

(委員長) 説明のとおりでよいか。また、議案第42号は分科会送付しないこととしてよいか。

<異議なし>

(2) 長久手市議会議員の請負の状況の公表に関する条例及び施行規程について

(事務局) 全国市議会議長会から提示された例を基に、報告書の写しの交付にかかる費用についての規定を追加して案を作成した。施行規程も同じく、全国市議会議長会からの例を基に作成した。

(大島委員) 一般の人が報告書の閲覧を求めてきた場合、どこで閲覧してもらうのか。

(事務局) 委員会室や議員控室などを想定しており、その時の使用状況に応じて、落ち着いて閲覧できる場所を提供する。

(大島委員) 条例案の第4条第2項に「何人も」とあるので、報告書の閲覧や写しの交付の請求は外国人でも可能であるという解釈でよいか。

(事務局) 国籍や性別など問わず、全ての人という意味であると考える。

(大島委員) 報告書は紙で保存するのか。写しの交付を請求する場合、その量によって、紙の印刷物とするかCD-Rへの複写とするかを選択すればよいか。

(事務局) 施行規程で報告書などの様式を規定しており、実際に報告書の提出があった場合は、紙で事務局から議長まで決裁した後、保存することになる。膨大な量の資料が添付されている場合などは、CD-Rでの交付を選択するなど、請求者自身に判断してもらえばよい。

(山田(か)委員)

条例案第1条の中の「もって」の文言は必要か。

(事務局) 議論の上、文言の変更や削除という結論になれば、それも可能である。

(議長) 近隣の他市議会も、この条例や施行規程を整えているところだと思うので、確認してみてもどうか。

(事務局) この文言だけでなく、条例案全体の中で確認の必要がある文言があれば、合わせて確認し、次回の委員会に案として提出する。

3 その他

(事務局) 7月5日の議会運営委員会で事務局預かりとなっていた、moreNOTE から印刷する方法の有無について、システム開発元に確認したところ、印刷可能な方法が1つだけあるとのことであった。後ほど、そのマニュアルを desknet'sNEO の文書管理の中に格納するので、各自参考にしてほしい。

タブレットのSIMカードの使用状況について、今年2月にアンケートを行い、議会運営委員会で結果を報告した。SIMカードが必要な場所での使用頻度は高くないという結果であったが、コロナ禍が明けて使用状況が変わるかもしれないし、改選後の新しい議員で改めて使用状況を確認の上、契約の更新をどうするか協議することになっている。来年度予算の要求時期でもあるため、近日中にアンケートを実施する。

(委員長) moreNOTE からの印刷方法については、これが唯一の方法とのことであるので、議員各位、御了承願う。

次回は令和5年10月3日(火)午前10時
以上で議会運営委員会を終了する。